

⑬就農準備資金・経営開始資金（国庫）

農業者の高齢化と減少が進む中、次代の本県農業を支える担い手となることに強い意欲を有する新規就農者を確保・育成するため、49歳以下の就農予定者及び新規就農者に対し、国の制度を活用して資金を交付します。

1 就農準備資金

農業大学校や国内の指定研修機関等で研修を受ける就農予定者に対し、13.75万円/月（165万円/年）を最長2年間交付します。

※1年以上の研修や研修終了後1年以内の就農などの要件があります。

※研修終了後、交付期間の1.5倍（最低2年間）就農を継続する必要があります。

※独立・自営就農の場合は、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になることが必要です。

※親元就農の場合は、就農後5年以内に経営継承する又は独立・自営就農することが必要です。

※雇用就農の場合は、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること

2 経営開始資金

経営リスクを負っている新規就農者に対し、13.75万円/月（165万円/年）を最長3年間交付します。

※農地の所有権又は利用権の保有などの独立・自営要件があります。

※目標地図に位置付けられる、又は農地中間管理機構から農地を借り受ける必要があります。

※農業で生計が成り立つ青年等就農計画を作成し、市町村長の認定を受ける必要があります。

※交付終了後、交付期間と同期間、同程度の営農を継続する必要があります。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 担い手支援課（就農支援班）

043-223-2904

⑭ 農業無料職業紹介事業

求人希望する千葉県内の農家や農業法人に、求職希望者を紹介します。

対象者：農業の求人（正社員やパート・臨時雇用）を希望する
千葉県内の農家・農業法人

手数料：無料

内容：希望する求人内容を求人票に記載して申し込んでいただき、この求人の概要を公益社団法人千葉県園芸協会のホームページに掲載するとともに、就農相談会などで広く情報提供します。
なお、求職希望者の取り扱い範囲は国内としています。
<https://www.chiba-engei.or.jp/agrisupport/hellowork.html>
求職希望者については、あらかじめ千葉県園芸協会面接を行った上で紹介します。

事業手順：千葉県園芸協会のホームページにある求人票に求人内容を記入し、メール、FAX、郵送などで申し込んで下さい。求人内容の確認後、募集を開始し求職希望者の紹介が始まります。

申込期間：随時

その他：正社員雇用をした場合には、「雇用就農資金」の助成対象になる場合があります。

○問合せ先

公益社団法人千葉県園芸協会 産地振興部

043-223-3008

E-mail：sanchisc@chiba-engei.or.jp

⑮農業経営の法人化

農業経営を法人化することによって、融資を受けやすくなったり、人材を確保しやすくなったりするなど、様々なメリットがあります。県や千葉県農業会議は、各地域の農業事務所等を通じ、設立に向けた説明会や設立手続き支援を行います。

1 法人化のメリットと義務

メリット	義務・負担
<p>①法人としての信用力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の作成が義務化され、金融機関や取引先からの信用が増す。 <p>②制度資金の融資枠の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーL 資金等の融資限度額が拡大する。 <p>③雇用人材や後継者を確保しやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険、労働保険の適用により従業員の福利厚生が充実し、人材確保につながる。 ・就業条件の明確化（就業規則整備、給与制導入等）で従業員が安心できる。 ・構成員や従業員の中から後継者を確保することが可能となる。 <p>④税制上の優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除による役員報酬への課税軽減 ・欠損金の10年間繰越控除※ ※平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は9年 ・条件を満たすことで、設立直後の消費税の納税免除 ・農地所有適格法人に関する特例や農事組合法人に関する特例を受けられる 	<p>①複式簿記での記帳が必要 ※専門家に依頼すると経費が発生</p> <p>②法人設立には、設立登記に係る経費が発生</p> <p>③課税法人の場合、利益がなくても最低限の法人住民税（県、市町村）の納税義務が発生</p> <p>④各種社会保険の加入義務により事業主負担が発生</p> <p>法人化に向けて確認すべき事項</p> <p>①営農ビジョン（誰が、どこで、何を）</p> <p>②手順（いつ、どのように）</p> <p>③各種制度適用確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金 ・政策融資 ・納税猶予適用 ・農業者年金受給 ・財産継承（税務面） ・雇用関係の整理 ・主体区域での土地改良事業（基盤整備）の実施の有無 <p>④設立後の手続きの必要性の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の賃借できる要件と営農計画 ・債務引き受け、雇用契約の締結 ・社会保険制度への加入

法人化のメリット等詳細は、農林水産省のホームページをご覧ください。

○農業法人について（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_houzin.html

2 法人化に関する支援について

県では、(一社)千葉県農業会議やJAグループ等の関係団体で構成する「千葉県担い手育成総合支援協議会」と連携し、法人化啓発研修を開催するとともに、法人化を志向する経営体への個別相談対応等により、農業経営の法人化を推進しています。

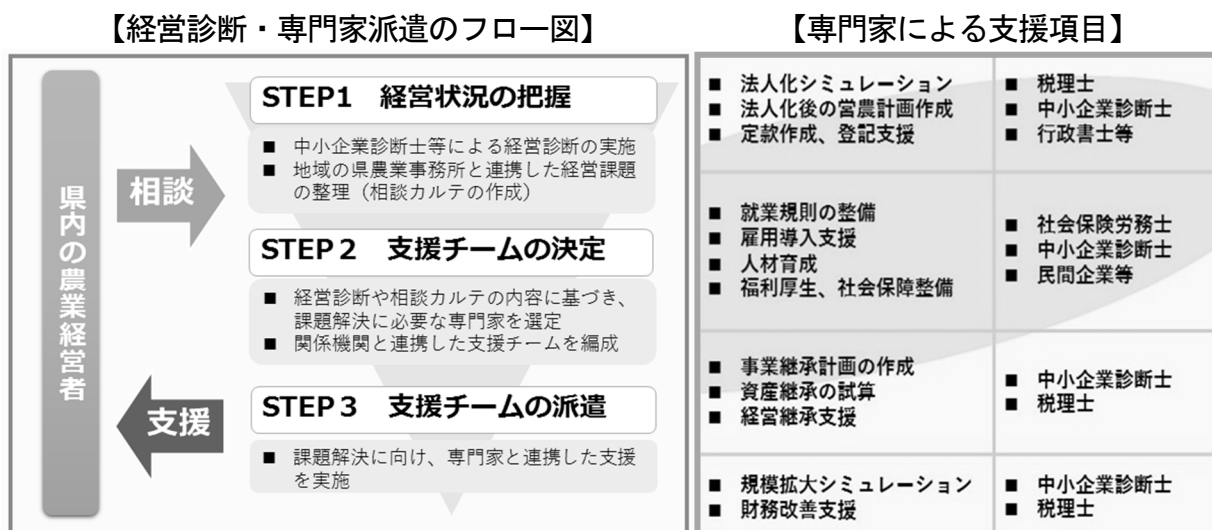
また、平成30年度からは国の農業経営・就農支援体制整備推進事業を活用し、経営診断や専門家派遣等により経営上の課題解決を支援する中で、法人化を推進しています。

3 農業経営・就農支援体制整備推進事業(国庫)

- (1) 農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備
- (2) 就農等希望者等への就農・参入サポート活動の実施
- (3) 農業者への農業経営サポート活動(経営診断・専門家派遣)の実施

農業経営の法人化や継承、経営改善等の課題を抱える農業者に対して、経営診断及び経営課題に応じた専門家派遣等による支援を実施する。

○農業経営・就農支援体制整備推進事業による経営診断・専門家派遣のフロー及び専門家による支援項目



○問合せ先

法人化に関する支援 一般社団法人千葉県農業会議
 043-223-4480

経営診断・専門家派遣 千葉県 農林水産部 担い手支援課
 (千葉県農業者総合支援センター)
 0800-800-1944

⑩雇用就農資金（旧・農の雇用事業）（国庫）

農業法人等が 50 歳未満の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合、4 年間資金を交付します。

- 対象者：従業員を正社員として雇用する農家・農業法人
- 助成額：240 万円（月額 5 万円）
※ 1 経営体当たりの新規採択人数は同一年度内 5 人まで、かつ 3 人目以降の助成額は年間 20 万円となります（多様な人材の場合は年間 15 万円の加算）。
- 助成期間：4 年間
- 事業に関する URL：[雇用就農資金](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/)で検索。
https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/
- 応募手順：雇用就農資金 HP から応募申請する。
- 募集期間、新規雇用就農者の採用日及び支援期間

募集回	募集期間	新規雇用就農者の採用日 （勤務開始日）	支援期間
2 回目	2026. 6. 18～ 7. 22	2025. 10. 1～2026. 6. 1	2026. 10. 1～2030. 9. 30
3 回目	2026. 10. 22～11. 25	2026. 2. 1～2026. 10. 1	2027. 2. 1～2031. 1. 31

- 事業参加に当たっての主な要件
 - ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること。
 - ② 十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること。
 - ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
 - ④ 働きやすい労働環境整備に係る項目の 2 つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
 - ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
 - ⑥ 原則 1 週間の所定労働時間が年間平均 35 時間以上であること。
 - ⑦ 原則として地域計画に農業を担う者として位置付けられた者又は位置付けられることが見込まれる者であること。
 - ⑧ 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する 50 歳未満（採用時点）の者であること。
 - ⑨ 過去の農業就業期間が 5 年以内であること。
 - ⑩ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと（道府県農業大学校等は除く）。

- 問合せ先
一般社団法人千葉県農業会議
043-223-4480

⑪農業雇用条件改善推進事業（県単）

本県農業の雇用労働力の安定的確保と経営規模の拡大を促進するため、農業者が就業規則の制定や労働保険の加入など雇用条件の改善に取り組んだ上で新たな雇用をした場合に補助金を交付します。

事業予算：6,000千円（県費）

実施主体：認定農業者（農業法人、農業者）

補助金額：1経営体当たり200千円（定額）

補助対象：次の条件を整備・改善した上で、新たな雇用を行う場合

（1）雇用条件が未整備の経営体

- ・就業規則の制定
- ・労働保険（労災保険、雇用保険）への加入

※法人の場合は更に社会保険（健康保険、厚生年金保険）への加入

（2）すでに（1）の条件を満たしているが、更なる改善を図る経営体

- ・雇用条件（人事制度）の見直し等を専門家に依頼した際の経費が20万円（税抜き）を超える場合
- ・専門家の助言に基づく作業場等の環境改善に係る経費が総額20万円（税抜き）を超える場合

（環境改善の例）

取組内容	支援の一例
作業ラインの改善に資する物品	台車、ローラーコンベヤの購入
作業中の疲労軽減に資する物品	防寒着、敷マットの購入
作業の安全に資する物品	安全靴、ヘルメットの購入
作業場での感染病予防に資する物品	アクリルパーテーション、空気清浄器の購入
外国人労働者とのコミュニケーション改善に資する物品及び取組	翻訳機の購入、作業マニュアルの翻訳、日本語講習会の実施
障害者の作業改善に必要な物品等	障害者が必要な用具、治具、看板の購入・製作
雇用者の労務管理に必要な経費	作業マニュアル作成、安全講習会の実施

事業の流れ：①雇用環境の整備・改善等の取組に関する計画書を提出

↓計画承認・内示 ※ポイント制で上位から採択

②計画に基づく実施

↓事業実績の確認（書類による確認・場合によって現地も確認）

③補助金交付

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）

043-223-2905

⑱国際水準GAP団体認証取得支援事業（国庫）

国交付金を活用し、実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体が新規にGAP認証を取得するに当たって必要となる取組（認証審査、認証取得に係る環境整備、研修指導の受講）に要する費用を助成します。

対象者：実需者と結びついた産地形成に取り組むに取り組む団体

- ・実需者と結びついた産地形成の取組結果を事業実施年度の翌年度の終了までに県に報告することなどの要件がある。

- 補助対象：1 認証審査（認証の審査に付随する諸費用（登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等）を含む。）
- 2 研修指導の受講
- 3 認証取得に係る環境整備（一つの設備・資材の導入・改修につき、取得単価が20万円未満のものに限る。）

補助率：定額（以下のとおり事業内容及び認証の種類ごとに支援額の上限を定める。）

1 審査費用の支援額の上限

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円×（団体の構成員数の平方根+2）
JGAP	13万円×（団体の構成員数の平方根+2）

2 研修指導受講費用の支援額の上限

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	1日あたりの支援額の上限（5万円）×受講日数
JGAP	1日あたりの支援額の上限（4万円）×受講日数

3 審査員及び講師の旅費の支援額の上限

- ア 認証審査に要する審査員旅費 実費の1/2以内
- イ 研修指導の受講に係る講師の旅費 実費の1/2以内（上限30万円）

4 環境整備費用の支援額の上限

- ア ICTを活用した情報システムの利用 5万円×取組経営体数
- イ 分析・調査の実施 5万円×取組経営体数
- ウ 認証対応設備や資材の導入及び改修 10万円×取組経営体数（上限100万円）

※1～4の取組の合計の上限は10万円×取組経営体数（上限200万円）とする。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
 千葉県 農林水産部 環境農業推進課（みどり・耕畜連携推進室）
 043-223-2773

⑱千葉県農業生産工程管理推進事業（県単）

農業生産工程管理（GAP）認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等に対し、認証取得のための審査費用や残留農薬分析費用等を補助します。

1 事業の内容

対象者：農業者、農事組合法人、農地所有適格法人

※農業者団体は、別途「国際水準GAP団体認証取得支援事業」の活用が可能であるため対象としない。

- 補助対象：1 認証審査（認証の審査に付随する諸費用（登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等）を含む。）
 2 認証取得に係る環境整備
 3 指導研修の受講

補助率：定額

なお、認証の種類ごとに支援額の上限を定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円
JGAP	13万円

2 事業手順

原則として、事業実施年度の5～6月に農業事務所を通じて公募を実施し、協議の上、事業採択の可否を決定する。

なお、本補助金は、市町村を経由せず農業者に対して直接交付する。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
 千葉県 農林水産部 環境農業推進課（みどり・耕畜連携推進室）
 043-223-2773

② 集落営農連携促進等事業（国庫）

集落営農の連携・合併に向けたビジョンづくり、その実現に向けた高収益作物や加工品の試作、人材の確保、法人化、共同利用機械等の導入などの取組を支援します。

助成対象者：集落営農組織、集落営農組織が主たる構成員となった連携組織等

【要件】組織の運営に係る規約・定款があること

地域計画のうち目標地図に位置づけられた又は位置付けられることが確実である組織等

実施主体：市町村（、都道府県）

支援対象の取組、補助率：最長3年間（補助上限額1,000万円）支援

取組内容	補助対象経費	補助率
1 集落ビジョンの策定※1	集落ビジョン策定のために直接必要な経費（旅費、謝金、印刷製本費、需要費、材料及び賃借料、備品購入費等）であること	定額
2 集落ビジョンの実現に向けた取組		
(1) 中核となる若者等の雇用※2	①給料又は報酬 ②各種手当、社会保険料等	定額 (上限100万円/年 最大3年)
(2) 収益力の柱となる経営部門の確立	①高収益作物の試験栽培 ②加工品の試作 ③販路開拓 ④その他（収益力の向上につながる取組）	定額 ※①は1集落ビジョン等 当たり（最長）3年間で 2作物（1作物当たり 30g上限）まで対象
(3) 組織の法人化	法人化に係る経費	定額 (25万円)
(4) 共同利用機械等の導入	取得金額が50万円以上の共同利用機械等（中古を含む）	1/2以内

※1 集落ビジョンの策定は必須（補助金の活用は任意）

※2 中核となる若者等との間で集落ビジョン又は集落ビジョン承認前の直近の総会等で承認された助成対象者の事業計画に基づいて締結する雇用契約より前に雇用関係がないこと。

成果目標：計画承認のあった日の属する年度から起算して3年度を目標年度とし、必須目標、選択目標1、選択目標2からそれぞれ1つ以上成果目標を設定する。
※目標ポイント（後述）で加点した項目（申請時での達成している項目を除く。ただし、必須項目は除く。）は全て成果目標として設定が必要。

	目標項目	目標水準
必須目標	1 連携・合併による生産・販売体制等の確立 ※（1）～（3）のいずれかを選択	
	(1) 連携・合併組織等を設立し、複数の集落営農が広域連携に取り組む	
	(2) 規約等に基づき作業連携又は販路連携に取り組む	
	(3) 規約等に基づき機械等の共同利用等の連携に取り組む	
選択目標1	2 継続的な発展のための体制の確立 ※（1）～（5）から1つ以上選択	
	(1) 人材の確保	常時雇用者の増加
	(2) 人材の育成	雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画の策定
	(3) 円滑な世代交代	構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーター増加
	(4) 農地の集積	利用権設定等（農作業の受託を含む。）の面積拡大
	(5) 経営の高度化	法人化、就業規則の策定、複式簿記の導入又はGAP認証の取得
選択目標2	3 継続的な発展のための収益性の改善 ※（1）～（4）から1つ以上選択	
	(1) 事業の周年化	周年作業体系の確立
	(2) 高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の販売金額増加
	(3) 加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等の販売金額増加
	(4) 農作業の省力化	基幹作業の労働時間削減

※事業実施年度の翌年度から毎年度、成果目標の達成状況報告が必要。

事業手順：市町村が要望を取りまとめ、県を經由し国に申請

採択基準：

- 1 集落ビジョン策定のみを要望 → 要望額を配分（※ポイント算定なし）。
- 2 集落ビジョン策定以外の取組を要望
 - 3年後の成果目標を元に基礎ポイント（＝地域計画策定ポイント、目標ポイント、付加ポイントの合算）を算定
 - 採択ポイント＝基礎ポイント÷令和8年度の補助金額

ポイント基準：

1 地域計画策定ポイント

項目	点数
将来像が明確化された地域計画又はブラッシュアップされた地域計画が策定されている	5点

2 目標ポイント

項目	目標年度までに実現すること	点数
(1) 連携合併による生産・販売体制等の確立（a～cまでのいずれかで加点）	a 目標年度までに連携・合併組織等を設立し、複数の集落営農が広域連携に取り組む	5点
	b 目標年度までに規約等に基づき作業連携又は販路連携に取り組む	3点
	c 目標年度までに規約等に基づき機械等の共同利用等の連携に取り組む	1点
(2) 継続的な発展のための体制の確立	a 人材の確保	5点
	b 人材の育成	3点
	c 円滑な世代交代	3点
	d 農地の集積	1～5点
	e 経営の高度化	最大4点
(3) 継続的な発展のための収益性の改善	a 事業の周年化	5点
	b 高収益作物等の導入・拡大	1～5点
	c 加工品や直売等の導入・拡大	1～5点
	d 農作業の省力化	1～5点

3 付加ポイント（申請時点で達成している場合のみ加点）

項目	内容	点数
(1) リスクへの備え	農業版BCPを策定している、又は収入保険等に加入している	1点
(2) 環境への配慮	a 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている	2点
	b 化学農薬や化学肥料の削減を行っている	1点
(3) 輸出の取組	a フラッグシップ輸出産地に参画している	2点
	b 既に農産物等を海外へ輸出している又は輸出事業計画の認定を受けている	1点

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）

043-223-2905